

議員発案第2号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年3月21日

提出者	加茂市議会議員	田中雅史
賛成者	同	山田宗
	同	大橋一久
	同	佐藤俊夫
	同	森山一理
	同	樋口博務

令和6年3月21日

加茂市議会議長 白川克広

原案可決

## 加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>（委員会の開催方法の特例）</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>（1）災害等の発生、感染症のまん延防止措置等やむを得ない事由により委員会の開催場所への委員その他委員会出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と判断される場合</u></p> <p><u>（2）疾病、育児、看護、介護等やむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員等からオンラインを活用した委員会の開催の求めがある場合</u></p> <p><u>2 委員等は、前項の規定により開催する委員会（以下「オンライン委員会」という。）においてオンラインによる出席を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>（定足数）</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席（<u>オンラインによる出席を含む。第18条及び第21条において同じ。</u>）しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>（表決）</p> <p>第17条 委員会の議事は、出席委員（<u>オンラインにより出席した委員を含む。第30条において同じ。</u>）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す</p>	<p>（定足数）</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>（表決）</p> <p>第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>

改正後	改正前
<p>るところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>オンライン委員会は、秘密会とすることができない。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。